

令和 5 年 7 月 2 0 日

公 示

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定に基づき、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を別紙のとおりとしたので、同条第 9 項の規定に基づき公示する。

茨城県知事

登録番号	52	登録年月日	平成16年7月29日				
登録検査機関の名称	株式会社 益子米穀						
代表者氏名	代表取締役 益子 慎哉						
主たる事務所の所在地	茨城県常陸太田市小沢町2175番地						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産玄米、国内産そば						
検査を行う区域	農 産 物 検 査 員			成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
茨城県	益子 慎哉	玄米、そば	K0815490				
	福田 喜之	玄米	K0820492				
	森田 新一	玄米	K0816491				
	益子 大哉	玄米、そば	K0826493				
備 考	登録検査機関の名称変更(有限会社 益子米穀から株式会社 益子米穀に変更)						

農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。